

令和元（2019）年度第1回東京大学外国人留学生支援基金奨学生  
（長島雅則奨学金奨学生含む）募集要項

1. 応募資格

私費外国人留学生で次の各号のすべてに該当する者

- (1) 学業、人物ともに優れた者
- (2) 令和元年4月に東京大学大学院の正規課程学生または研究生（ただし長島雅則奨学金奨学生においては正規課程学生のみ）であり、今年度を通じて在籍予定の者  
※標準修業年限を超えて在籍する留学生も応募することができる。
- (3) 学資の援助が必要な者  
※母国の官庁、企業に在職のまま留学し給与等の支給を受けている者、支給期間中に他の奨学金〔5万円を超えるもの〕を受給する者は、応募できない。
- (4) 令和元年4月に出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者

2. 奨学金支給金額

月額 50,000円

3. 支給期間

12ヶ月（令和元年4月～令和2年3月）

※支給期間の延長は、原則として認めない。

4. 募集人員 15名（内、長島雅則奨学金奨学生 5名）

5. 提出書類

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 奨学生願書（日本語あるいは英語ワープロ使用）（別紙様式1） | 1通 |
| (2) 指導教員の推薦書（別紙様式2）               | 1通 |
| (3) 在留カード（あるいは、みなされる外国人登録証明書）の写し  | 1通 |

6. 応募期間及び提出先

所属研究科・教育部事務部に問い合わせること。

7. 選考および選考結果通知方法

所属研究科・教育部の長の推薦に基づきグローバルキャンパス推進本部長が選考し、選考結果は所属研究科・教育部の長を通じて通知する。

8. その他

支給決定後でも、次の各号の一に掲げる要件に該当すると本基金が認めた場合には、その決定を取り消す（必要に応じて既に支給した奨学金の返還を求めることがある）。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 留学又は退学したとき。
- (3) その他、受給者としての資格を失ったとき

長島雅則氏略歴：東京大学工学部建築学科卒、同大学院工学系研究科修士課程修了  
現株式会社インフォマティクス取締役会長

奨学金概要：本奨学金は長島雅則氏から東京大学外国人留学生支援基金への寄附金を原資とし、創設されたものである。